写

令和８年11月24日

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

鹿児島県特別職報酬等審議会
会　長　　宮　廻　甫　允

鹿児島県特別職報酬等審議会会長之印

特別職の報酬等の額について（答申及び意見）

令和８年９月９日付け人第71号で諮問のあったことについて、別添のとおり答申及び意見を提出します。

1　答申

○　議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について

令和４年以降、社会経済情勢の変化に伴い、県内における消費者物価指数が上昇基調にあり、一般職の給与も増額改定が続いている中、人口又は財政規模が類似している他の都道府県を含め、特別職の報酬等の額の増額改定を行う団体が増加傾向にある。

こうした中、本県特別職の報酬等の額については、前回改定した平成23年８月以来、約15年間据え置きとなっており、財政規模が類似している他団体の特別職の報酬等の額との乖離が拡大していることから、以下のとおり改定することが適当である。

区　分	現行の月額	改定後の月額
知　事	1,240,000円	1,256,000円
副知事	970,000円	982,000円
議　長	970,000円	982,000円
副議長	870,000円	881,000円
議　員	780,000円	790,000円

2　意見

(1)　期末手当及び退職手当の額の改定について

知事の給料の改定に併せて、期末手当及び退職手当についても類似団体との均衡を考慮し、水準の見直しが必要である。

また、副知事及び議会の議員についても、これに準じて見直しが必要である。

ア　期末手当

他団体における期末手当の加算割合を踏まえ、以下のとおり改定することが適当である。

区　分	現行の加算割合	改定後の加算割合
知　事	100分の20	100分の45
副知事		
議　長		
副議長		
議　員		

イ　退職手当

退職手当の額について財政規模が類似している団体との均衡が図られるよう、退職手当の支給割合を以下のとおり改定することが適当である。

区　分	現行の支給割合	改定後の支給割合
知　事	３分の２	100分の55
副知事	２分の１	100分の40

(2)　実施時期

改定の実施時期については、それぞれ以下のとおりとすることが適当である。

ア　議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定

令和９年１月１日

イ　期末手当及び退職手当の額の改定

令和９年４月１日

３　附帯意見

今回当審議会へ意見伺いのあった期末手当及び退職手当については、鹿児島県特別職報酬等審議会条例において諮問の対象とはされていないことから、今後は、一般職や他の都道府県の特別職の改定動向を踏まえて、必要の都度、県において適切に見直しを行うこと。